

ご存知  
ですか？

# 「障害基礎年金」を受けるためには…



事故で後遺症が残りました。  
私は障害基礎年金を受け取れますか？

## 障害基礎年金を受けるための

3つの  
確認

※細かい審査がありますので、まずは市区町村の窓口にご相談ください。

確認

1

※  
初診日 に国民年金に入っていた方。

- 医師の診療を初めて受けた日に国民年金に入っている方。
- 国民年金に加入していた60歳～65歳未満の国内在住の方。
- 20歳未満で障害を負った方も対象となります。

※ 初診日：障害の原因となった病気やけがで医師または歯科医師の診療を受けた日

確認

2

初診日の前日までに  
次のいずれかの要件を満たしている方。

- 初診日のある月の前々月までの加入期間のうち全体の3分の2以上保険料を納付している方。  
\* 免除・猶予制度を受けていた場合、その期間を含む。
- 初診日に65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない方。

学生納付特例の承認期間も、含まれます。

確認

3

一定程度以上の障害の状態にある方。

- 国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級にあたる障害がある方。(障害者手帳の等級とは異なります。)



保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金の保険料を納めていないと障害基礎年金を受け取れない場合があります。